

## 定期検査に代わる計量士による検査業務の手引き

計量士が市内において、計量法第25条第1項に定める業務（定期検査に代わる計量士による検査。以下、「代検査」という。）を行うときの届出等に関する取扱いは次のとおりです。（提出された書類は返却しません。）

### 1 開始の届出

代検査を始めようとする一般計量士は、下記の書類を市産業政策課へ提出してください。

- (1) 「定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書」
- (2) 添付書類
  - ア 計量士登録証の写し
  - イ 基準器検査成績書の写し
  - ウ（基準器等を貸借する場合）基準器等の貸借契約書等の写し
  - エ（実用基準分銅を使う場合）市より承認を受けた質量標準管理マニュアル
  - オ（車両等を分銅と置き換える場合）市より承認を受けた車両等の校正方法
  - カ 定期検査済証印（合格シール）の見本

### 2 変更の届出

届出書又は添付書類の内容を変更するときは、下記の書類を市産業政策課へ提出してください。

- (1) 「定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書記載事項変更届」
- (2) 添付書類
  - ア 届出者の住所、氏名の変更・・・・・・・・住民票等、確認ができる書類
  - イ 基準器の更新及び追加・・・・・・・・更新及び追加した基準器成績書の写し
  - ウ 基準器等の貸借契約書の変更・・・・・・・・変更した貸借契約書の写し
  - エ その他変更内容を証する書面

### 3 廃止の届出

代検査業務を廃止するときは、「定期検査に代わる計量士による検査業務廃止届出書」を市産業政策課へ提出してください。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3

上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

Tel 025-520-5729

Fax 025-520-5852

E-mail keiryo@city.joetsu.lg.jp